

・船員保険の被保険者(船員保険は労災もカバーする総合的な保険ですから)等です。
しかし、個人事業主と法人代取・取締役については、特別加入という道もあります。

●雇用保険の適用について

雇用保険は、労災に比べると、その網の範囲は狭まっています。

雇用保険の対象となる会社(や商店)は？

労働者を一人でも雇っているところです。

* 個人経営で5人未満の農林水産業を除く

雇用保険の被保険者となる人は？

雇用保険の適用事業で働いて「給料をもらって」いる人です。

以下のような人は対象となりません。

- ・個人事業主
- ・法人の代表取締役
- ・法人の役員(労働者性のある方を除く)
- ・昼間学生
(卒業見込み証明書を持って就職した人、休学中の場合、専修学校等で出席日数に決まりがなく他の人と同等に働いている人などは対象となります)
- ・生命保険の外交員等
- ・家事使用人
- ・同居の親族
(事業主の指揮命令に他の労働者と同様に従っていること、終業の実態が他の労働者と同様である、取締役ではない場合は、被保険者となります)
- ・65歳に達した日以降に雇用された人
- ・日雇労働被保険者、短期雇用特例被保険者に該当する人等々です。

●西尾の解説

厚生年金と健康保険、労災保険と雇用保険

網がかかっている人が

微妙に違うのがお分かりになりましたか？

きわめて大雑把に言ってしまうと

- ・人さんのところで働いてさえいれば、網がかかるのが労災保険
- ・人さんのところで、65歳以下で就職して学生バイトじゃなくて、日雇労働や季節労働の形以外で働いていれば網がかかるのが雇用保険
- ・常時5人以上の一定の事業か、人を1人でも雇っている法人で働く70歳未満の人で、常時雇用されている人が厚生年金
- ・常時5人以上の一定の事業か、人を1人でも雇っている法人で働く75歳未満の人で、常時雇用されている人が健康保険

ということになります。

バイトに行っていて、通勤の時に事故にあったら、会社が労災の

手続きをして、療養給付と休業給付を出してくれた。

労災の保険を掛けてくれたのだから、他の保険も入っていたはず。

なので調べてほしい、というご相談がありました。

もしかしたら、というお気持ちはわかりますが、

労災保険は、個人事業主と法人代取・取締役は5人未満の農林水産業を除く

労災以外は、全て保険料は事業主と被保険者がそれぞれ半額かそれに近い額を負担しています。
給与明細書を確認すれば、保険に加入していたかどうかはわかります。
まずは、当時の給与明細書を確認してみてください。
というお話をさせて頂きました。

保険は、それぞれ対象が違うので、
ひとつの保険の対象となっていたから、その他の公的保険も全て入っているはず、とは言い切れないのです。

また、バイトでも社会保険に加入させる事業所さんもあれば、
比較的大きなお商売をなさっていても、労災保険にも未加入のところもないとはいえません。

仕事の内容を確認することも大切ですが、
働く事業所さんの福利厚生に対する姿勢を確認することも
就職・転職の際には必要だと思います。

★トピックス～70歳以降の在職老齢年金～

少しずつですが、70歳以降も会社で働く、という方が増えています。

そんな方を狙い撃ちの、お話です。

70歳になりますと、そのお誕生日の前日に厚生年金被保険者の資格を喪失します。
つまり、70歳以降会社で働いても、厚生年金は保険料の必要もない代わりもう、厚生年金の年金額が増えることはないよ、ということです。

そして、60歳以降で働きながら老齢厚生年金を貰っている方は、給与の額に応じて、年金の支給額が調整されています。
つまり、年金を貰いながら働いている場合、給料が多ければ年金額は減額となり、すごく給料が多ければ最悪支給停止となります。
それが、在職老齢年金というシステムです。
今まで、高い保険料を払っていたのだから、あこぎやないか！と怒る方にはでも、働いていることで年金額は増えていくし、70歳になれば、その調整もなくなるから、と、ご説明していました。

でも、変わったんです、このシステム。
平成19年の4月から。70歳以降も働いている方にはこのシステムが適用されます。
つまり、年金額は増えないし、でも年金は支給調整されるし...。
上記のご説明をした方に、再度ご説明をしたところ、
仕事やめ！ っちゅうことか！と怒っておいででした。

~~~~~編集後記~~~~~

いや～、暑いですね～。  
京都で一番暑いのが、  
祇園祭から大文字の送り火までのあいだの  
この季節。  
も～、なにをするのもいやです。  
仕事も、読書も、散歩も、音楽鑑賞も...。  
大好きなテレビを見るのもいや。  
ん？でも、食べるのとビールを飲むのは

いやじゃないかも。

皆様も、こんな季節は  
体を労りつつ、  
お食事と水分そして睡眠はしっかり  
お摂りください。

夏痩せとは無縁の西尾からのご忠告です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
